

1. 子ども・若者・子育て会議に求めることについて

《Ⅰ. 子ども・若者・子育て会議の位置づけ》

地方自治法第138条の4第3項に「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定されており、子ども・若者・子育て会議は狛江市の附属機関です。附属機関として、狛江市の子ども・若者・子育て支援の推進に関し、専門的分野の知識や市民目線などを踏まえ、(合議制の機関として)市に対してご助言、ご提案を求めるものとなります。

《Ⅱ. (仮称)子ども条例及び(仮称)第3期子ども・若者応援プランの審議、委員に対して求めるもの》

附属機関として市としても意見を求めていることから、委員の皆様からのご意見を最大限尊重しながら対応したいと考えています。ただし、予算、組織体制(マンパワー等)に係る事項等もありますので、すべてのご意見について、必ずしも意に沿えるものではありません。

また、この度の条例の制定及びプランの策定にあたり委員の皆様から求めることとしては、現代社会の状況を踏まえた最新の考え方、専門的な視点や市民目線、重要なキーワードなど、狛江市の子ども・若者、子育て施策としての今後の方向性や、具体的に落とし込んでいく内容や要素であり、意見交換を重ねながら作成してまいりたいと考えています。

なお、条例やプランの本文作成は委員の皆様が行うものではなく、会議での議論や子どもの意見等を踏まえて事務局が作成し、提示した案に対して検討する形で進める予定です。

《Ⅲ. 現在の市としての決定事項》

こども基本法が制定されたことに伴い、子どもの権利や意見聴取等の仕組みづくり等が求められていることから、令和6年度中には条例の制定を行うこと、また、プランが終期を迎えることから、同じく令和6年度中にその改定を行うことは市としての決定事項となります。その中で、本会議においては、《Ⅱ》にて記載の事項を求めていくものとなります。加えて、条例制定後は理念の共有化の促進や具体的な施策の検討等についても皆様からのご意見を伺いながら検討していきたいと考えています。

また、条例の制定及びプラン改定のスケジュールについては、資料1-2のとおり進めさせていただきます。11月以降の素案決定・中間答申から議会での審議はスケジュールに記載のとおり行いますが、10月以前の各回の議題についてはその都度進捗状況を見て判断し、修正する可能性があります。

2. 前回までの会議のご指摘への対応について

《Ⅰ. 子ども・若者・子育て会議の役割について》

・「子ども・若者・子育て会議が市のどの部分を担っているのか」

【対応】

「1. 子ども・若者・子育て会議に求めることについて」において、整理させていただきました。今年度の本会議においては、特に「(仮称) 子ども条例」の制定 及び 「(仮称) 第3期子ども・若者応援プラン」の策定について意見を求めるものです。この2点について、本会議でのご議論を踏まえ、理念や方向性等の整合性を図ったうえで、市の責務において、それぞれ今年度末までに制定・策定するものです。

《Ⅱ. 会議の進め方について》

・「会議でここを議論してほしいという論点が見えると良い」

・「委員間における意識の共有や目線合わせの必要がある」

【対応】

子ども・若者・子育て会議については、市の附属機関であり、各専門の立場や市民の目線から市の施策に対して、ご意見・ご助言をいただくものであるため、特に市としてご意見・ご助言をいただきたい点について、限られた時間において効果的にご議論いただけるよう、論点を明確化致しました。

加えて、意識の共有や目線合わせのため、本日の議題3・4において、皆様の意見交換の時間を設けさせていただきました。各専門の立場や市民の目線からご議論いただく中で、今後の各議題（条例及びプラン）の方向性や構成の検討に活かしていくものとなります。

《Ⅲ. 子どもの意見聴取・条例の進め方について》

・「大人が考える条例はこうだが、子どもたちにとってはどうであるかを聞いていく必要がある。」

・「感心のある子どもだけが行くワークショップではなく、様々な子どもの意見が聞けると良い」

・「子どもの意見を聞くプロセスはどこに入るのか。スケジュール自体を初めから検討し直して、子どもが主体的に成長していくためには、大人がどうすれば良いのかを考え直した方が良い。」

・「(仮称) 子ども条例の進め方について、様々な専門分野の人たちから意見を聴ける体制になると良いと思う。」

【対応】

条例の制定及びプランの策定において、子どもの意見を聴くことは必須だと考えています。スケジュールについては、市として再検討を行いました、「1-Ⅲ」で記載のとおりスケジュールにて進めさせていただきます。また、前回の会議までの資料において意見聴取の機会について示すことができなかったため、ご意見を踏まえまして、現段階では、資料1-2のとおり、子どもの意見聴取のためにアウトリーチを行い、機会としては、3つの時期において実施することを予定しております。以前の会議にてご説明致しましたとおり委員を加えることは考えておりませんが、この時期において、様々な専門分野・現場の方からのご意見を聴く機会を設けるとともに、段階を踏んで子どもの意見聴取を進めていくことを予定しております。